

2018年（平成30年）4月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

藤沢市地域子どもの家の管理に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について（答申）

2018年（平成30年）3月26日付けで諮問（第917号）された藤沢市地域子どもの家の管理に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条件については、「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市地域子どもの家は、藤沢市地域子どもの家条例に基づき市内17か所に設置されている。子どもの家は地域ボランティアである「見守る人」が常駐し、施設の運営や利用者の見守りを行っている。これまで整備をしてきた建物は全て平屋建てのため、高さのある遊具でも利用者がある程度視認することができ、利用者への声掛けも適宜行うことができた。

藤沢子どもの家については1987年（昭和62年）に施設が建築、開設されたが、周辺施設である藤沢公民館と労働会館の老朽化に伴い、藤沢市公共施設再整備基本方針に基づき、労働会館跡地に地域周辺施設を含めた複合化による再整備を行い、本施設も再整備による複合施設に移転する。

再整備後の藤沢子どもの家は、施設の4階部分と5階のロフト部分で構成されており、構造上2階分の高さとなる。4階にある見守る人が常駐する場所からは、5階のロフト部分が死角となっており、視認や声掛けが困難となり、円滑に見守りを行うことができない。

そのため、利用者の安全を確保する上で、効率的かつ適切に状況を確認するためのカメラの設置が必要であると考えます。

こうしたことから、藤沢子どもの家の運営管理において、利用者を見守るカメラを設置することに伴い、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性、本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について諮問に至ったものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

見守りカメラの目的は、施設の死角になる箇所の子どもたちの見守りや安全確認を行うためのものである。利用にあたり、利用者は受付簿に記載をしてもらうが、事前登録制ではなく当日受付であり、日々利用者が違うため、その都度保護者の同意を取り、撮影対象者を限定することが困難である。このことから、本人以外のものから収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

見守りカメラ映像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、見守りカメラ画像データであるが、当該カメラはカメラとモニターの直接接続のため録画機能がなく、個人を特定できる情報が残らない。そのため目視と同じ扱いであり、受付により当日の利用者は把握できるが、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない。以上のことから、本件に係る本人通知を省略するものである。

(4) カメラ構成について

ア システムの機器構成

カメラ 1台（録画機能なし）

モニター 1台

設置機種 資料2のとおり

設置場所 資料3のとおり

イ 安全管理及び日常的な処理体制

映像機器は見守る人以外の者が容易に見ることができないよう配慮する。

また、条例や「藤沢子どもの家」見守りのためのカメラ運用基準の定めに従い管理するものとする。

(5) 実施時期

2019年（平成31年）4月

(6) 添付書類

ア 「藤沢子どもの家」見守りのためのカメラ運用基準

イ 設置機種

ウ 設置場所

- エ 個人情報取扱事務届出書
- オ 藤沢市地域子どもの家条例
- カ 藤沢市地域子どもの家条例施行規則

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、見守りカメラの目的は、施設の死角になる箇所の子どもたちの見守りや安全確認を行うためのものであり、利用にあたり、利用者は受付簿に記載をしてもらうが、事前登録制ではなく当日受付であり、日々利用者が違うため、その都度保護者の同意を取り、撮影対象者を限定することが困難であることから、本人以外のものから収集する必要があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、見守りカメラ映像データであるが、当該カメラはカメラとモニターの直接接続のため録画機能がなく、個人を特定できる情報が残らない。そのため目視と同じ扱いであり、受付簿により当日の利用者は把握できるが、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 条件

藤沢子どもを家の入り口等に見守りカメラを設置していることを表示すること及び利用案内等のパンフレット等に見守りカメラを設置していることを記載することを条件とする。

以 上